

# 津波避難計画マニュアル

平成30年3月

坂井市

## 目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 津波の想定	
I-1 津波波源の選定	3
I-2 津波高及び津波到達時間	4
I-3 津波浸水予測図の作成	4
I-4 本市における津波の想定	4
II-1 津波解析の実施方針	5
第3章 避難対象地域の指定等	
1 避難対象地域の指定	6
2 避難行動の検討	9
第4章 津波一時避難場所等、避難経路等の指定・設定	
1 津波一時避難場所、津波避難ビルの指定及び指定避難所	10
2 避難経路の設定	12
3 避難の方法	13
第5章 初動体制	
1 連絡・参集体制	14
2 避難誘導等に従事する者の安全確保	14
第6章 津波情報等の収集・伝達	
1 津波警報・注意報の種類	15
2 津波情報等の収集	18
3 避難指示（緊急）の発令	19
4 海面監視・被害情報の収集	19
第7章 津波対策の教育・啓発	
1 市民に対する啓発	20
2 学校教育における防災教育	20
第8章 避難訓練計画	
1 訓練の実施	21
2 防災訓練実施後の評価等	21
第9章 その他留意点	
1 観光客等の避難対策	22
2 避難行動要支援者の避難対策	22

## 第1章 総則

### 1 目的

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となる。津波避難対策は、「主体的な避難行動の徹底」、「避難行動を促す情報の確実な伝達」、「より安全な避難場所の確保」、「安全に避難するための計画の策定」を着実に進める必要がある。

そこで、津波対策を充実させるため、津波避難対象地域の指定、避難場所及び避難経路の設定、津波情報等の収集・伝達の手順、避難指示（緊急）の発令等の計画を定めるものである。

### 2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

### 3 用語の意味

#### (1) 浸水想定区域

津波が遡上した場合に、浸水が予想される陸域の範囲をいう。想定津波高、想定津波遡上高を考慮し、「平成23年度福井県津波浸水想定調査報告書」の「浸水想定区域」および「坂井市津波ハザードマップ作成業務報告書 平成24年2月」の「浸水予測区域（想定津波高5.0m）」を重ね合わせた範囲に基づき定める。

#### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が津波浸水想定区域に基づき指定する。本市においては、想定遡上高を考慮し、津波浸水想定区域の外にバッファゾーン（余裕域）を含めて避難対象地域とする。原則として行政区の単位により指定する。

#### (3) 避難経路

避難する場合の経路で、区、自主防災組織、住民等が設定する。

#### (4) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市が避難対象地域の外に指定するが、本市は海拔が高いことから、各小中学校に指定している。食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されている。

#### (5) 指定緊急避難場所

市が災害ごとの安全性等を考慮して指定する、災対法施行令で定める基準に適合する安全を確保するための場所又は施設

#### (6) 津波一時避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や場所で、区、自主防災組織、住民等が設定する。命を守ることを優先するため、「指定避難所」とは異なり、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていないこともあり得る。

## (7) 津波避難ビル

避難が困難な方や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を区や自主防災組織及び所有者等の協力を得て市が指定する。また、津波避難ビル指定にあたっては、鉄筋コンクリート造3階建以上で、昭和56年以降に建築された耐震性を有する建築物を原則とする。ただし、津波の避難は原則、水平避難若しくは垂直避難であり、あくまで緊急措置的な位置付けの避難場所である。このため、津波の規模によっては当該津波避難ビルにも被害が及び可能性を常に念頭に置いておく必要がある。

## 第2章 津波の想定

この津波避難計画における津波の想定は、以下の2つの結果に基づいたものである。

- I. 福井県が行った「平成23年度福井県津波浸水想定調査」（以下「福井県津波浸水想定調査」という。）
- II. 坂井市が行った「坂井市津波ハザードマップ作成業務報告書 平成24年2月」（以下「坂井市津波ハザードマップ作成業務」という。）

### I-1 津波波源の選定

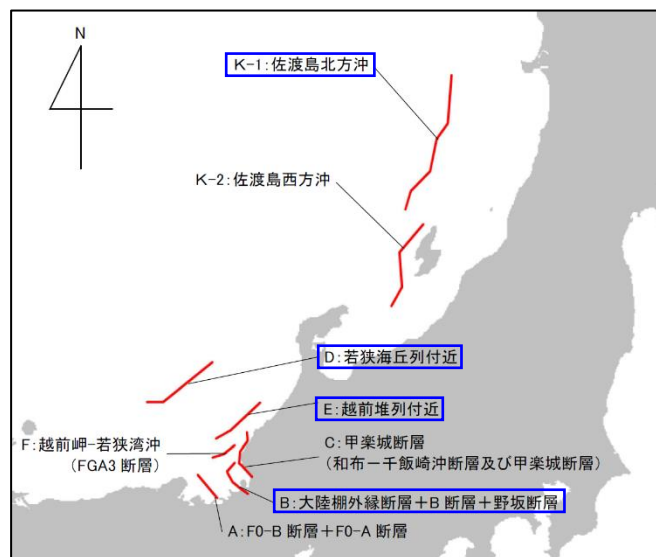
日本海西部で発生する津波については、国による津波波源域の解明を目的とした断層調査が実施されていないため、地震の規模や発生確率が明らかになっていない。

そこで、福井県津波浸水想定調査では、国が調査結果を示すまでの間の措置として、独自に断層モデル等の条件設定を行っている。

津波波源について福井県津波浸水想定調査では、本県への影響が予測される8つの津波波源候補を検討し、各波源について津波高のシミュレーションを実施し、県内海岸における最大波高の分布状況から、本県への影響が大きい以下の4つの波源に絞り込んでいる。

表2-1 福井県津波浸水想定調査における想定波源

選定波源	マグニチュード Mw	地震により隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
大陸棚外縁断層+B断層+野坂断層	7.28	3.73m	長さ 48.6km、幅 17.32km
越前堆列付近断層	7.44	4.62m	長さ 65km、幅 17.32km
若狭海丘列付近断層	7.63	6.43m	長さ 90km、幅 17.32km
佐渡島北方沖断層	7.99	12.01m	長さ 167km、幅 17.32km



□ : 本検討での浸水予測の対象とする津波波源

図2-1 福井県津波浸水想定調査における想定波源の断層位置

## I-2 津波高及び津波到達時間

福井県津波浸水想定調査では、選定した4つの波源について津波シミュレーションを行い、海岸線での津波高及び津波到達時間の算出を50mメッシュで行っている。

表2-2 津波高及び津波到達時間

		大陸棚外縁断層 +B断層 +野坂断層	越前堆列付近 断層	若狭海丘列付近 断層	佐渡島北方沖 断層
津波高 (m)		0.80 ~ 1.95	2.00 ~ 7.89	3.30 ~ 8.68	1.50 ~ 5.32
到達時間	第一波 (分)	19 ~ 29	7 ~ 14	24 ~ 27	55 ~ 77
	最大波 (分)	22 ~ 117	10 ~ 14	26 ~ 29	97 ~ 317

津波高及び浸水深は満潮時での計算（平均潮位+0.47m）

## I-3 津波浸水予測図の作成

福井県津波浸水想定調査では、選定した4つの波源のうち本市に最も影響がある「若狭海丘列付近断層」及び「越前堆列付近断層」の2つの波源について、以下の5パターンで浸水シミュレーションを行い、津波浸水予測図を作成している。

表2-3 津波シミュレーションのパターン

パターン	波源	海岸保全施設
パターン1	D波源（若狭海丘列付近断層）	あり
パターン2	D波源（若狭海丘列付近断層）	なし
パターン3	E波源（越前堆列付近断層）	あり
パターン4	E波源（越前堆列付近断層）	なし
パターン5	2波合成の最大値	なし

## I-4 本市における津波の想定

本市の津波ひなんマップ及び津波避難計画等の津波避難対策に使用する津波の想定は、危険側の数値を使用する方針とし、パターン5（2波合成の最大値）を採用する。

## Ⅱ－１ 津波解析の実施方針

坂井市津波ハザードマップ作成業務で実施する津波解析は、以下を基本要件として解析を実施している。

### 【津波高さ】

過去の福井県による調査結果で得られている津波の想定波高及びそれを越える想定津波高さの２パターンを実施。

- ・シミュレーション条件①：2.5m（既往福井県想定津波高さと同等相当）
- ・シミュレーション条件②：5.0m（既往福井県想定津波高さの２倍）

### 【解析域】

対象とする解析域は、坂井市全域(陸域)とし、均一条件の下で、遡上計算を実施。

### 【津波の波形を設定し、時系列での計算】

時間毎の遡上状況や津波による浸水域の減衰状況を計算上で再現するため、一律の津波高さを与えるのではなく、津波の波形モデルを設定し、時間毎の浸水深、到達時間、最大流速等を把握しながら、遡上計算を実施。

### 【主要施設の機能効果】

河川堤防高のモデルを作成し、堤防の機能効果を見込み、破堤はしないことを前提に、解析を実施。

### 【土地利用状況を鑑みた粗度係数の設定】

土地利用状況を鑑み、坂井市全域に与える粗度係数を設定。

### 第3章 避難対象地域の指定等

#### 1 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に避難が必要な避難対象地域は、次の点に留意し指定する。

- (1) 想定津波高、想定津波遡上高を考慮し、「福井県津波浸水想定調査報告書」の「浸水予想区域※<sup>1</sup>」および「坂井市津波ハザードマップ作成業務」の「浸水予測区域※<sup>2</sup>（想定津波高5.0m）」を重ね合わせ、津波浸水想定区域とし、原則として行政区の単位により指定する。
  - (2) 津波浸水想定区域の外にバッファゾーン（余裕域）を含めて指定する。（県道226号線を含む三国駅前路線（図3-1）より河川側の領域）
  - (3) 現在の津波浸水想定区域では、一部地域のみ浸水すると予測されている地域であっても、想定を超える津波が発生する可能性がないとはいえないことから、地域全域を避難対象地域として指定する。
  - (4) 九頭竜川流域について、新保・山岸以外の地区は福井県津波浸水想定調査において堤内（住宅側）に越水していないことから、避難対象地域から除く。
  - (5) 海拔10m以上または地形から津波による被害が予想されない地区は避難対象地域から除く。
- 避難対象地域の指定根拠を表3-1、避難対象地域の世帯数と人口を表3-2に示す。

表3-1 避難対象地域の指定根拠

地区名	避難対象行政区名	※1 浸水予想区域	※2 浸水予測区域	浸水想定区域外の要避難区域	避難対象地域に指定した理由
一の部	大門	○	○		浸水想定区域内であるため
	岩崎,玉井,中元		○		浸水想定区域内であるため
	森町,安養寺,御所垣内,代官屋敷,観音			○	県道226号線を含む三国駅前路線（図3-1）より河川側の領域をバッファゾーンとしたため
二の部	上西,下西,松ケ下,元新	○	○		浸水想定区域内であるため
	東下西,下緑,上旭,下旭,石切場,上台,下台,新緑			○	県道226号線を含む三国駅前路線（図3-1）より河川側の領域をバッファゾーンとしたため
	汐見,殿島			○	浸水想定区域付近に家屋があるため
三の部	桜町,下新	○	○		浸水想定区域内であるため
	平野,久宝持,日和山,喜宝,南末広,北末広,下錦			○	県道226号線を含む三国駅前路線（図3-1）より河川側の領域をバッファゾーンとしたため
四の部	橋本,竪,上横,下真砂,東滝本,西滝本,西滝谷,仲滝谷,浜滝谷	○	○		浸水想定区域内であるため
	上真砂		○		浸水想定区域内であるため
	つつじが丘			○	浸水想定区域付近に家屋があるため
雄島	宿,米ヶ脇,安島,崎,梶,浜地	○	○		浸水想定区域内であるため
新保	新保上町,新保下町	○	○		浸水想定区域内であるため
浜四郷	山岸		○		浸水想定区域内であるため
テクノポート福井		○	○		浸水想定区域内であるため





図3-1 県道226号線を含む三国駅前の路線（赤線）

表3-2 避難対象地域の世帯数と人口（平成30年1月現在）

地区名	行政区名	世帯数	人口	津波一時避難場所
一の部	森町	38	113	三国神社絵馬堂
	岩崎	53	170	三国神社隨身門
	玉井	46	127	桜谷公園
	中元	21	60	三国南小学校
	大門	23	75	妙海寺前
	安養寺	13	30	桜谷公園
	御所垣内	13	17	秋葉神社
	代官屋敷	6	8	旧中央保育所跡地（愛宕神社）
二の部	観音	11	31	三国南小学校
	夕見	53	164	三国神社隨身門
	上西	29	77	旧中央保育所跡地（愛宕神社）
	下西	19	47	旧中央保育所跡地（愛宕神社）
	東下西	43	105	性海寺
	下緑	20	63	稲荷神社
	松ケ下	17	47	キンダーホール三国
	元新	21	51	キンダーホール三国
	上旭	20	37	月岡駐車場
	下旭	21	41	圓乗寺
	石切場	13	28	月岡駐車場
	上台	26	71	上台区民館
	下台	28	67	キンダーホール三国
	殿島	41	135	三国神社隨身門
新緑	7	19	三国南小学校	
三の部	平野	39	116	坂井市商工会三国支所
	久宝持	19	53	上八町公園
	日和山	17	31	金鳳寺
	桜町	44	115	坂井市商工会三国支所
	喜宝	62	172	三国南小学校
	南末広	24	68	三国南小学校
	北末広	27	71	三国南小学校、三国北小学校、三国中学校
	下錦	117	296	三国南小学校、三国北小学校、三国中学校
	下新	17	52	坂井市商工会三国支所
四の部	橋本	66	154	三国図書館
	竪	33	83	三国図書館
	上横	30	64	三国図書館
	上真砂	26	70	三国図書館
	下真砂	33	86	三国図書館、四之部会館
	東滝本	15	37	三国図書館
	西滝本	32	71	三国図書館
	西滝谷	45	142	三国図書館
	仲滝谷	31	77	三国北小学校
	浜滝谷	51	156	三国北小学校
	つつじが丘	69	214	くりの木公園
雄島	宿	402	1030	西光寺、真砂山公園、庭園、春日遊園地
	米ヶ脇	264	685	米ヶ脇公園
	安島	351	935	空地7箇所、安島ふれあいセンター
	崎	92	214	崎区民会館、美保神社、越前松島水族館立体駐車場
	梶	117	324	白楽荘、空地
	浜地	59	186	畑2箇所
新保	新保上町	336	975	ファミリーマート三国新保店、新保緑園公園
	新保下町			八幡山、新保体育館
浜四郷	山岸	54	183	三国西小学校
テクノポート福井		53	事業所	グリーンベルト

【参考】避難対象人口について

- ・避難対象地域内の人口は時間帯によって大きく変動する。本地域の地域特性を勘案すると、事業所が少なく、一般住宅が多い住宅地であることから、在宅者の多い夜間人口を想定し、住民基本台帳の人口を引用する。なお、テクノポート福井周辺については、当該地区事業所を対象とする。

## 2 避難行動の検討

### (1) 津波到達時間の設定

福井県津波浸水想定調査において本市の住宅地における津波到達時間は最短で10分程度であることから、避難可能距離の算出に必要な津波到達時間は10分とする。

### (2) 避難可能距離（範囲）の設定

避難可能距離は、津波到達時間と歩行速度を考慮して500mとする。なお、算出根拠は次の式のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{避難可能距離} &= (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間}) \\ &= 60\text{m}/\text{分} \times (10 - 2)\text{分} = 480\text{m} \approx 500\text{m} \end{aligned}$$

## 第4章 津波一時避難場所等、避難経路等の指定・設定

### 1 津波一時避難場所、津波避難ビルの指定及び指定避難所

#### (1) 津波一時避難場所

津波の危険から緊急に避難するための避難場所として、避難対象地域、避難経路等を考慮し、地元住民と協議の上、設定する。津波一時避難場所及び避難経路は表4-1のとおりとする。

なお、津波一時避難場所の安全性及び機能が確保できるよう、次の点を留意して整備に努める。

#### 【津波一時避難場所の安全性の確保】

- 原則として避難対象地域から外れていること。
- 原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物が望ましい。）
- 周辺に山・崖崩れ・危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- 予想される津波よりも大きな津波が発生することも考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。

#### 【津波一時避難場所の機能性の確保】

- 避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい。）
- 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。

表4-1 津波一時避難場所及び避難経路一覧表

地区名	行政区名	津波一時避難場所（海拔）	避難経路
一の部	森町	三国神社絵馬堂（13.6m）	津波ひなんマップ P3-4
	岩崎	三国神社隨身門（15.2m）	
	玉井	桜谷公園（23.5m）	
	中元	三国南小学校（21.0m）	
	大門	妙海寺前（7.3m）	
	安養寺	桜谷公園（23.5m）	
	御所垣内	秋葉神社（10.6m）	
	代官屋敷	旧中央保育所跡地（愛宕神社）（10.5m）	
観音	三国南小学校（21.0m）		
二の部	汐見	三国神社隨身門（15.2m）	
	上西	旧中央保育所跡地（愛宕神社）（10.5m）	
	下西	旧中央保育所跡地（愛宕神社）（10.5m）	
	東下西	性海寺（11.3m）	
	下緑	稻荷神社（14.6m）	
	松ケ下	キンダーホール三国（8.3m）	
	元新	キンダーホール三国（8.3m）	
	上旭	月岡駐車場（12.5m）	
	下旭	圓乗寺（11.2m）	
	石切場	月岡駐車場（12.5m）	
	上台	上台区民館（8.7m）	
	下台	キンダーホール三国（8.3m）	
	殿島	三国神社隨身門（15.2m）	
	新緑	三国南小学校（21.0m）	
三の部	平野	坂井市商工会三国支所（7.8m）	津波ひなんマップ P5-6
	久宝持	上八町公園（6.3m）	
	日和山	金鳳寺（9.8m）	
	桜町	坂井市商工会三国支所（7.8m）	
	喜宝	三国南小学校（21.0m）	
	南末広	三国南小学校（21.0m）	
	北末広	三国南小学校（21.0m）、三国北小学校（24.7m）、三国中学校（19.1m）	
	下錦	三国南小学校（21.0m）、三国北小学校（24.7m）、三国中学校（19.1m）	
下新	坂井市商工会三国支所（7.8m）		
四の部	橋本	三国図書館（5.6m）	
	竪	三国図書館（5.6m）	
	上横	三国図書館（5.6m）	
	上真砂	三国図書館（5.6m）	
	下真砂	三国図書館（5.6m）、四之部会館（4.8m）	
	東滝本	三国図書館（5.6m）	
	西滝本	三国図書館（5.6m）	
	西滝谷	三国図書館（5.6m）	
	仲滝谷	三国北小学校（24.7m）	
	浜滝谷	三国北小学校（24.7m）	
つつじが丘	くりの木公園（18.6m）		
雄島	宿	西光寺（17.2m）、真砂山公園（8.2m）、庭園（9.1m）、春日遊園地（23.1m）	津波ひなんマップ P9
	米ヶ脇	米ヶ脇公園（27.9m）	津波ひなんマップ P10
	安島	空地7箇所（14.4m～18.5m）、安島ふれあいセンター（24.3m）	津波ひなんマップ P11-12
	崎	崎区民会館（17.2m）、美保神社（26.9m）、越前松島水族館立体駐車場（16.7m）	
	梶	白楽荘（25.6m）、空地（25.7m）	
浜地	畑2箇所（16.1m～19.1m）		
新保	新保上町	ファミリーマート三国新保店（10.5m）、新保緑園公園（12.2m）	津波ひなんマップ P13-14
	新保下町	八幡山（20.4m）、新保体育館（15.4m）	
浜四郷	山岸	三国西小学校（12.2m）	津波ひなんマップ P15-16
テクノポート福井	グリーンベルト（6.7m～42.6m）		

※海拔は海拔表示板の数値または図上の計測値

## (2) 津波避難ビルの指定

津波避難ビルとは、避難が困難な方や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。また、避難ビル指定にあたっては、鉄筋コンクリート造3階建以上で昭和56年以降に建築された耐震性を有する建築物を原則とする。

## (3) 指定避難所

指定避難所は、津波一時避難場所に緊急的に避難した後、専ら避難生活を送る場所である。津波災害時に使用する指定避難所は表4-2のとおりである。なお、本市において避難対象地域の海拔10m以下に該当する指定避難所はないが、今後、当該地域に新たに指定避難所たる施設が整備されたとしても、本計画における指定避難所には指定しない。

表4-2 津波災害時に使用する指定避難所一覧

地区名		施設名称
三国町	三国	三国南小学校
		三国北小学校
		三国中学校
	雄島	雄島小学校
	新保	三国西小学校
	浜四郷	三国西小学校

## 2 避難経路の設定

### (1) 避難経路の設定

避難経路は、避難場所までの経路で、区、自主防災組織、住民等が設定する。避難経路の設定にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下防止等による危険が少ないこと。
- ・最短時間で津波一時避難場所又は指定緊急避難場所に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。
- ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

### (2) 避難経路の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難経路、避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難経路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や交通事故の発生を考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難経路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保に努めるものとする。

### 3 避難の方法

避難に当たっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない。
- 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が起きやすくなる。
- 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる。

しかし、地域によっては、津波一時避難場所又は指定緊急避難場所まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

## 第5章 初動体制

### 1 連絡・参集体制

津波警報等が発表された場合の、市職員の連絡体制は、坂井市地域防災計画 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 応急活動体制計画による。

各担当職員はテレビやラジオ、防災情報メール、緊急速報メール等で注意体制、第1配備基準、第2配備基準、非常配備（表5-1）に該当することを覚知した場合、配備指令の連絡を待つことなく直ちに配備につくものとする。

表5-1 配備体制の基準

種別	配備基準	配備内容
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度3の地震を観測したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制</li> </ul>
第1配備 （災害対策 連絡室設置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の沿岸に津波注意報が発表されたとき</li> <li>市内で震度4の地震を観測したとき</li> <li>その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策連絡室の設置</li> <li>地震、津波情報の伝達体制及び災害情報の収集体制</li> <li>小規模災害に対処できる出動体制</li> <li>避難対策の体制</li> </ul>
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の沿岸に津波警報が発表されたとき</li> <li>市内で震度5弱の地震を観測したとき</li> <li>第1配備以降に市長が体制を強化する必要があると認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要により災害対策本部の設置</li> <li>災害の状況に対応した応急対策活動</li> <li>非常配備に移行できる体制</li> <li>避難対策の体制</li> <li>全職員に自宅待機指示</li> </ul>
非常配備 （災害対策 本部設置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域に係る地震又は津波に関する特別警報が発表されたとき（※）</li> <li>県内の沿岸に大津波警報が発表されたとき</li> <li>第2配備以降大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>市内で震度5強以上の地震を観測したとき</li> <li>その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置</li> <li>職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制</li> </ul>

※津波の場合：高いところで3mを超える津波が予想される場合

地震の場合：震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

### 2 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導等に従事する者は、地震の避難時間を確保したうえで避難誘導等を実施する。



## 第6章 津波情報等の収集・伝達

### 1 津波警報・注意報等の種類

#### (1) 気象庁が発表する津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報は、甚大な被害が予想される場合に発表される「特別警報」に位置づけられている。

#### (津波警報・注意報の種類)

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想高さ	巨大
		10m 5m<予想高さ≤10m	
		5m 3m<予想高さ≤5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤予想高さ≤1m	(表記しない)

#### (2) 気象庁が発表する津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、「津波の到達予想時刻」や「予想される津波の高さ」などを津波情報で発表する。

#### (津波情報の種類)

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報(*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(\*1) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあり、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険であるため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(\*2) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表せず、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値) または「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

### (3) 気象庁が発表する津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報)

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

### (4) 津波予報区

津波予報区	区域
福井県	福井県

# 地震及び津波に関する情報

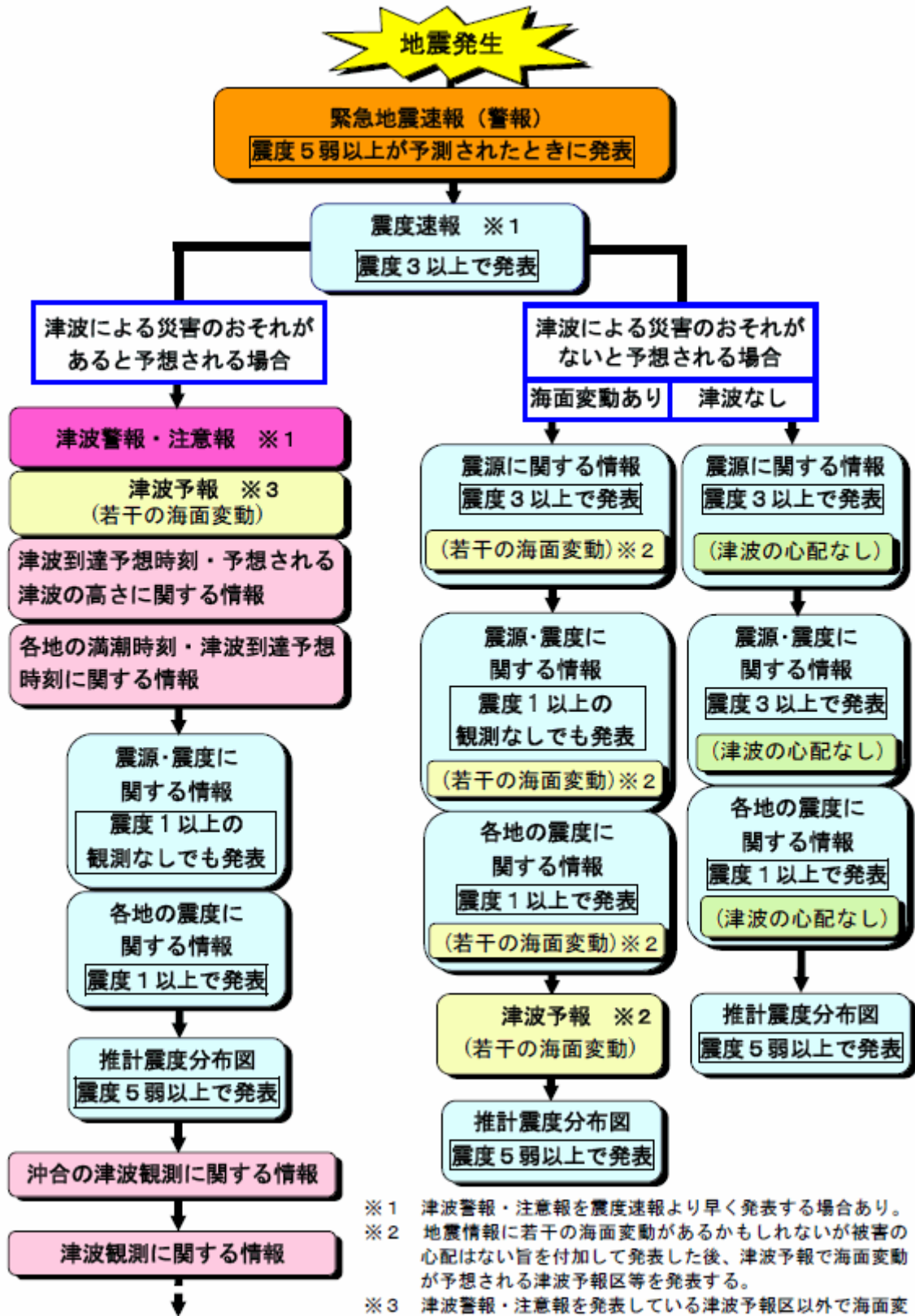


図6-1 地震及び津波に関する情報の発表の流れ（気象庁HPより引用）

## 2 津波情報等の収集

### (1) 津波情報の伝達系統及び伝達方法

津波警報等の津波情報の伝達系統及び伝達方法は、次の図6-2のとおりとする。

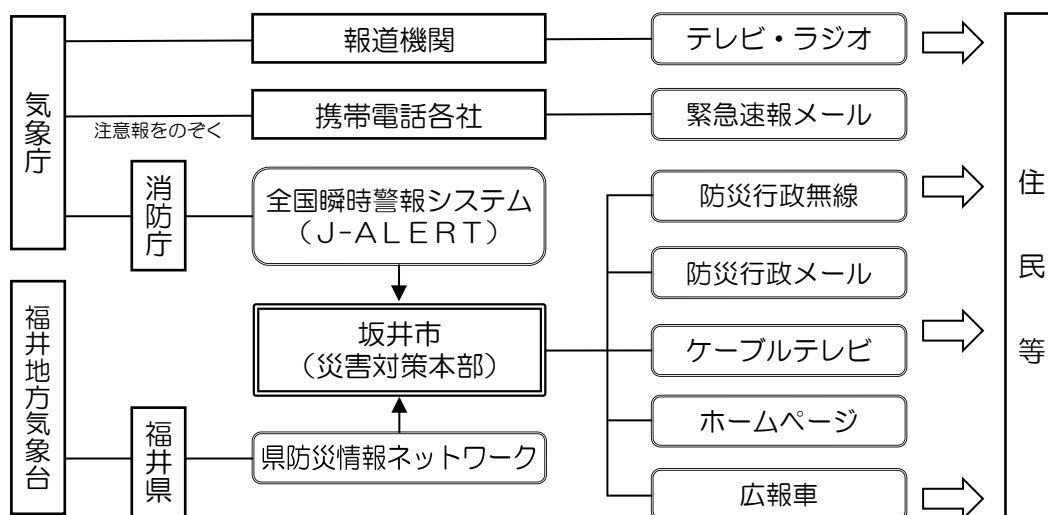


図6-2 津波警報等伝達系統図

### (2) 情報伝達の留意事項

- 地震が発生し、津波警報等が発表された場合には、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により防災行政無線等が自動起動し、伝達を行う。自動伝達終了後は、伝達漏れがないよう、手で防災行政無線、防災行政メール、ケーブルテレビ、ホームページ、広報車等で避難を呼びかける。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の伝達文の内容については次の表6-1のとおりとする。

表6-1 全国瞬時警報システム（J-ALERT）伝達文

大津波警報	消防サイレン 3秒吹鳴2秒休止×3回
	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
	3回くり返し
津波警報	消防サイレン 5秒吹鳴6秒休止×3回
	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
	3回くり返し
津波注意報	消防サイレン 10秒吹鳴2秒休止×2回
	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。
	3回くり返し

### 3 避難指示（緊急）の発令

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難指示（緊急）等の発令については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による自動起動で防災行政無線が鳴った場合に、発令したものとする。なお、避難指示（緊急）の解除は、次の判断材料を基に総合的な判断により行う。

- 気象台から（津波注意報・津波警報・大津波警報）の解除通知を受けたとき。
- 報道機関の放送等により津波注意報の解除を認知したとき。
- 巡視等で安全を確認できたとき。

### 4 海面監視・被害情報の収集

津波による被害を防止するため、気象台から発表される情報等により、あらかじめ定める巡回監視ルートにおいて、異常な海象等を確認するものとする。ただし、津波の監視場所は監視者の安全を確保できる場所とする。

#### （1）海面監視及び監視パトロール

津波の襲来が予想される場合、消防機関等と協力して海面監視及び河川遡上の監視パトロールを行う。

#### （2）インターネットによる収集

インターネットによる潮位情報は、下記のホームページで行うものとする。

- 国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網（リアルタイム ナウファス）

<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

- 気象庁 防災情報 潮位観測情報

<http://www.jma.go.jp/jp/choi/>

## 第7章 津波対策の教育・啓発

### 1 市民に対する啓発

地震が発生したら津波が来るという認識を持ち、警報を待たずに避難するという「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全市民の津波に対する共通認識として定着するよう、津波防災の正しい知識の普及と啓発のため、あらゆる方法を用い広報活動を実施する。

#### (1) 啓発事項

- ア 津波の特性に関すること
- イ 津波災害とその特性
- ウ 津波警報等に関すること
- エ 津波発生時に市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- オ 浸水想定区域、避難場所、避難経路、ハザードマップに関すること
- カ 津波発生時にとるべき行動
- キ 避難行動要支援者への支援に関すること
- ク 避難所での運営、管理に関すること
- ケ その他必要な事項

#### (2) 啓発方法

- ア ハザードマップ等の配布及びインターネットによる公表
- イ 「市広報紙」等による防災知識の普及
- ウ 防災に関する講習会及び説明会の開催
- エ 海拔表示標識及び避難誘導標識等の設置
- オ 防災ビデオ上映会、展示会等の開催による防災知識の普及
- カ 社会教育を通じた啓発
- キ 各種団体に対する啓発
- ク シンポジウム・ワークショップの開催

#### (3) 外国人に対する留意点

外国人は、事前に防災知識や防災力を向上させることで自助や共助を行えるようになる。防災啓発資料の多言語化や周知、災害対応訓練への参加呼びかけ、災害に関する基礎知識と必要な日本語の習得を通じて、日本で起こる災害に対する防災知識の普及を図る。

### 2 学校教育における防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じて、災害時に起こる危険性について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。

このため、児童生徒等に対し、安全教育の一環として教科、学校行事等の教育活動全体を通じて災害時の対応等の理解を深めるよう指導する。

また、若い世代からの防災に関する意識を促すため、防災訓練の実施や防災センターを有効に活用するとともに、自主防災組織、区、コミュニティセンターなど地域関係者との連携を踏まえた防災教育に努める。

## 第8章 避難訓練計画

津波発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練を積み重ねることにより、大きな効果が期待できるものである。そのため、行政をはじめとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、複合災害にも対応した実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

### 1 訓練の実施

#### (1) 総合防災訓練

災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の命は自分で守る」という行動力と、津波に対する知識の向上を図るため、住民、自主防災組織、市、防災関係機関等が共同で行う総合防災訓練において、津波を想定した訓練を実施する。

#### (2) 自主防災組織による訓練

自主防災組織は、津波発生時に迅速に避難ができるよう、情報伝達、避難誘導、避難行動要支援者の搬送などの避難訓練を実施するものとする。市及びその他防災関係機関は、訓練の計画立案及び実施に協力する。

### 2 防災訓練実施後の評価等

訓練の実施主体は、訓練終了後に検証会議の開催等を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善に努める。

## 第9章 その他の留意点

### 1 観光客等の避難対策

#### (1) 情報伝達

観光客、海水浴客、釣り客等の一時滞在者に対し、防災行政無線の屋外拡声子局及び広報車により伝達するものとする。

また、海水浴場及び宿泊施設等の管理者は、地域の避難計画と整合性を図りながら、避難誘導体制の確保に努める。

#### (2) 避難標識の設置

観光客等に津波危険箇所及び避難場所等の周知を図るため、避難経路等に海拔表示板の設置を行う。

### 2 避難行動要支援者の避難対策

#### (1) 情報伝達

防災行政無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、わかりやすい広報文案を事前に定めるなど、情報伝達手法に配慮する。

また、聴覚障害者や外国人に対する伝達は、近隣者や地域支援者ができるよう支援体制の確立を促す。

#### (2) 避難支援

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、区、自主防災組織、民生・児童委員等は協力し、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、個々の要支援者ごとの避難方法や避難支援者を定めた個別支援計画を定める。

#### (3) 施設管理者等の避難対策

避難対象地域にある社会福祉施設及び学校の管理者は、利用者等の安全な場所への誘導・搬送等の避難を速やかに実行するため、職員の役割や動員体制、保護者への緊急連絡方法、地域との協力体制の確認などについてあらかじめ計画を定める。